

一宮市新産業技術開発支援補助金

公的試験機関が行う依頼試験等を利用する際の手数料（利用料）の一部を補助します。

1 対象者（次のすべてに該当）

- 中小企業基本法第2条に定める中小企業者（法人・個人）
- 市内に事業所があり、かつ本店登記を有する法人又は市に住民登録がある個人
 - ※本店所在地が市外である法人、市外に住民登録がある個人については、市内に事業所があり、依頼試験等をその事業所における自らの事業の用に供するため利用する事業者
- 市税に滞納がないこと

2 対象となる依頼試験等

施設名	内容
あいち産業科学技術総合センター ※1	分析、試験、設計、鑑定、材料調整、材料加工 ※2 (http://www.aichi-inst.jp/analytical/request/list/)
名古屋市工業研究所	試験・測定・検定、鑑定、分析、加工修理、設計 (https://www.nmiri.city.nagoya.jp/technical_2.html)
公益財団法人科学技術交流財 団あいちシンクロトン光センター	ビームライン利用 (http://www.astf-kha.jp/synchrotron/userguide/about/)

(※1) 本部、産業技術センター、常滑窯業試験場、三河窯業試験場、瀬戸窯業試験場、食品工業技術センター、尾張繊維技術センター、三河繊維技術センターになります

(※2) 文書手数料（成績書等の翻訳書の作成や文献複写）は該当しません

3 補助対象経費と補助金額

【対象経費】申請する年度に納入した依頼試験等の利用に要した手数料（利用料）

【補助金額】対象経費×2/3（円未満切り捨て）

一事業者、1年度につき50万円が限度となります

4 申請方法

申請書（①）は市ウェブサイト（ページID：1035541）からダウンロードしてください

提出書類	①一宮市新産業技術開発支援補助金交付申請書兼事業実績報告書※3
	②依頼試験等に係る依頼書又は利用申込書の写し ※4
	③依頼試験等の利用に要した手数料（利用料）の写し ※4
	④市税における未納がない証明 ※5
	⑤補助金等交付請求書

(※3) 複数の依頼試験等をまとめて申請することもできます

(※4) 申請者による原本証明をしてください

(※5) 市民税課（本庁舎3階34番窓口）にてお取りください

5 申請書の提出先、問い合わせ先

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市活力創造部産業振興課 新産業技術開発支援補助金担当

電話：0586-28-9130（直通）